

新型コロナウイルス感染症への 対応に関する緊急要請

令和2年4月

北海道

先般、国においては、4月7日から5月6日までの間、7都府県を対象に「緊急事態宣言」を発出されました。その際、安倍総理からは、感染拡大の防止に向け、地方への移動を厳に控えることなどについて、呼びかけが行われたものと承知しております。また、全国知事会でも、国の責任において、「緊急事態宣言」の対象地域から他の地域への移動の自粛などについて、注意喚起を徹底するよう求めているところです。

こうした中、道内では、「緊急事態宣言」の対象地域から来道された方の感染が確認され、他の地域においても、同様の例が見られております。

北海道としては、道内の空港や駅などにおいてチラシ配布や構内放送などを実施し、来道者に対する注意喚起の徹底に努めているところですが、来道する前に、元の地域において十分な注意喚起を行い、移動の自粛など行動変容を促していくことが何よりも重要と考えております。

特に、北海道は、高齢者が多く、医療資源が脆弱な地域も多いという状況をご理解いただき、国の責任の下、下記に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

- 1 政府広報のテレビCMや広告などを活用し、「緊急事態宣言」の対象地域から他地域への移動の自粛について注意喚起を徹底すること
- 2 「緊急事態宣言」の対象地域に所在する空港や駅などにおいて、他地域への移動自粛や、やむを得ず移動される方々の移動先での健康管理の徹底など、注意喚起を徹底すること
- 3 熱や咳がある方が公共交通機関の利用を控えるよう、注意喚起を徹底すること

令和2年4月9日

北海道知事 鈴木 直道